

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条の規定に基づき、次のとおり監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を公表する。

平成二十一年十月十五日

同	同	同	広島県監査委員
			富永健三
			下原康充
			高橋義則
			加賀美和正

監査の結果（平成 21 年 9 月 30 日決定分）

第 1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行しました。実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 20 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施しました。また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施しました。

3 監査の結果等

監査の結果については、不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求める事項及び長期未納があるものを「指摘事項」として、また、指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求める事項などを「意見」として区分しています。

このほか、指摘事項や意見以外に監査対象機関に対し注意喚起、問題提起又は要望する事項などは、「付記」として公表しています。

4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が 26 機関です。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	会計管理部	平成 21 年 8 月 7 日	平成 21 年 7 月 28 日	実地監査
2	危機管理監	平成 21 年 7 月 30 日	平成 21 年 7 月 13 日	
3	総務局	平成 21 年 7 月 22 日	平成 21 年 7 月 8 日	
4	文書館	平成 21 年 7 月 22 日	平成 21 年 7 月 8 日	
5	企画振興局	平成 21 年 7 月 23 日	平成 21 年 7 月 10 日	
6	総合技術研究所	平成 21 年 7 月 23 日	平成 21 年 7 月 10 日	
7	選挙管理委員会事務局	平成 21 年 7 月 23 日	平成 21 年 7 月 10 日	
8	環境県民局	平成 21 年 7 月 30 日	平成 21 年 7 月 13 日	
9	健康福祉局	平成 21 年 7 月 15 日	平成 21 年 7 月 3 日	
10	病院事業局	平成 21 年 7 月 15 日	平成 21 年 7 月 3 日	
11	商工労働局	平成 21 年 7 月 16 日	平成 21 年 7 月 6 日	
12	農林水産局	平成 21 年 7 月 29 日	平成 21 年 7 月 21 日	
13	広島海区漁業調整委員会事務局	平成 21 年 7 月 29 日	平成 21 年 7 月 21 日	

14	内水面漁場管理委員会事務局	平成 21 年 7 月 29 日	平成 21 年 7 月 21 日	実地監査	
15	土木局	平成 21 年 8 月 4 日	平成 21 年 7 月 23 日		
16	都市局	平成 21 年 8 月 4 日	平成 21 年 7 月 23 日		
17	収用委員会	平成 21 年 8 月 4 日	平成 21 年 7 月 23 日		
18	企業局	平成 21 年 7 月 8 日	平成 21 年 7 月 1 日		
19	議会事務局	平成 21 年 7 月 28 日	平成 21 年 7 月 22 日		
20	教育委員会事務局	平成 21 年 8 月 3 日	平成 21 年 7 月 24 日		
21	埋蔵文化財センター	平成 21 年 8 月 3 日	平成 21 年 7 月 24 日		
22	警察本部	平成 21 年 7 月 21 日	平成 21 年 7 月 7 日		
23	警察学校	平成 21 年 7 月 21 日	平成 21 年 7 月 7 日		
24	監査委員事務局	平成 21 年 7 月 31 日	平成 21 年 7 月 31 日		
25	人事委員会事務局	平成 21 年 9 月 30 日	平成 21 年 7 月 30 日		書面監査
26	労働委員会事務局	平成 21 年 9 月 30 日	平成 21 年 8 月 4 日		

5 委員の除斥

議会事務局の監査については、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、議員から選出された富永委員、下原委員を監査執行に当たり除斥しました。

第 2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりです。

1 会計管理部

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 現金・物品の出納及び保管に関する事務
会計事務の指導、監督及び企画調整に関する事務
支出命令等の審査、会計検査に関する事務
決算の調製に関する事務
- イ 組織体制 3 課 49 人（平成 21 年 4 月 1 日現在の常勤職員、再任用職員及び任期付職員の合計）
課名：会計総務課、審査指導課、用度課
- ウ 主な施策（平成 20 年度）
会計及び用度事務の適正な執行並びに簡素効率化の推進
効率的な資金管理の推進

(2) 監査の結果

【指摘事項】

公印の管理について

不要となった次の公印が廃棄されていなかった。適正な事務処理に努められたい。（会計総務課）

不要となった公印	広島県出納長，広島県出納長職務代理者印，広島県副出納長
----------	-----------------------------

(3) 付 記

公金の納付機会の拡大について

平成 17 年度に電子申請システムに係る電子収納が，平成 18 年度に自動車税のコンビニ収納及び自動車の放置違反金の郵政公社納付が可能となり，さらに現在，クレジット収納についても，システムの変更を含め，関係各部局等と検討が進められている。

また，手数料納付方法についても，証紙納付に加えて，納付書納付の併用等ができるよう見直しが行われているところである。

今後とも，県民の利便性の向上等が図られるよう，コストと効果についても十分に検討し，納付機会の拡大と更なる手数料納付方法の見直しを行っていただきたい。

2 危機管理監

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 危機管理の総合調整に関する事務
消防及び高圧ガス等の取締りに関する事務
- イ 組織体制 2 課 54 人（平成 21 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
課名等：危機管理課（防災室，通信管理室，防災航空センター），
消防保安課
- ウ 主な施策（平成 20 年度）
防災・危機管理体制の確保
消防・保安体制の充実

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 付 記

ア 危機事案への対応について

危機の発生未然防止や発生した場合の被害の軽減を図るために，広島県危機管理基本指針（平成 21 年 3 月策定）に基づき，組織レベルでの対策を規定した「危機対策要領」の整備を進めているところであるが，危機管理の総括として，危機事案への迅速で的確な対応ができるよう，関係部局と連携して，早期の整備に努めていただきたい。

イ 防災協働社会の構築について

「広島県防災対策基本条例（平成 21 年 3 月制定）」の基本理念に基づき，社会全体で防災対策に取り組む「防災協働社会」を構築するためには，地域防災力の要となっている自主防災組織を強化する必要があると考える。

しかしながら，広島県では自主防災組織率が全国平均以下，また，防災に関する専門家の数（防災士認証者数）も全国で 39 番目となっている。

このことから，県としても自主防災組織の育成や防災リーダーの養成などの取組を行っているところであるが，引き続き，地域防災力向上に向けた一層の支援をしていただきたい。

3 総務局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 職員の人事，組織・定数に関する事務
議会及び県の行政一般に関する事務
県の予算，税その他の財務に関する事務
条例等の審査その他他局の主管に属しない事務
- イ 組織体制 3部 12課 315人（平成21年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

部名等	課名等
総務管理部	総務課（共通業務室），人事課（職員健康室），行政管理課，福利課
財務部 [情報システム総括監]	財政課，財産管理課（資産活用室），営繕課（設備工事室），税務課（税務システム管理室），情報政策課
秘書広報部	秘書課，国際課，広報広聴課（行政情報室）

- ウ 主な施策（平成20年度）
成果重視の行政運営の確立
スリムで効率的な県政の構築
電子自治体の推進
身近に情報通信技術を活用できる仕組みづくり
多文化共生社会づくり
国際交流・平和貢献の推進
双方向のコミュニケーションの確保
- エ 本庁重点監査項目
債権管理の状況について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分		長期未納（滞納繰越分） [平成20年度決算額]	参考 前回監査時 (平成20年7月)
1	県報販売代金（総務課）	1人 20,400円	2人 66,500円
2	退職所得に係る所得税等の源泉徴収誤りに係る戻入金（人事課）	2人 298,000円	2人 363,000円
3	元警察官の恩給過払いに係る戻入金（福利課）	1人 260,800円	1人 340,800円
4	産業廃棄物埋立税（税務課）	1人 3,829,400円	0人 0円
5	広報誌購読料（広報広聴課）	1人 1,700円	1人 1,700円

(3) 付 記

ア 工事請負契約に係る契約変更内容について

広島特別支援学校昇降機塔増築及びその他工事（平成 20 年度）について、工事期間中に変更契約を行っていたが、変更内容に改正建築基準法に係る適合工事（既設の防火シャッターに「はさまれ防止装置」「煙感知装置」等の整備）が追加されていた。

増改築工事に当たっては、当初設計段階で改正建築基準法に係る適合工事の必要の有無を十分に確認の上、発注していただきたい。

イ 県有資産の総点検等について

県が所有する財産のうち、建物の延床面積は約 369 万㎡となっている。

現在の厳しい県の財政状況の下、県が保有する建物について「ファシリティ・マネジメント」（※）の視点に立ち、設備投資や施設運営費の最小化を図り、財政負担を軽減する必要がある。

そのため、教育委員会や警察関係も含んだすべての県の建物（公の施設や職員公舎、県営住宅を含む。）の現状を明らかにし、その上で、全庁的な視点で設備投資や施設運営費の最小化と不用資産の売却や貸付など資産の有効活用に努めていただきたい。

※ 「ファシリティ・マネジメント」とは、建物等の不動産を経営的な視点から最適な状況（コスト最小、効果最大）で保有し、運営し、維持するために総合的な管理を行うこと。

4 文書館

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 県に関する歴史的資料として重要な行政文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）の収集、整理及び保存に関する事務
文書等の利用に関する事務
文書等の調査及び研究に関する事務
- イ 所在地 広島市中区千田町三丁目 7 番 47 号
- ウ 職員数 11 人（2 人）〔平成 21 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計。
（ ）内は非常勤職員の数〕

エ 主な事業実績（平成 20 年度）

- (ア) 重要な行政文書等の収集・整理・保存・管理（平成 20 年度末現在）
行政文書約 49,000 冊，行政資料約 79,000 冊，古文書約 230,000 点，
マイクロフィルム約 236 万コマ，複製資料約 40,000 冊，図書約 17,500 冊

(イ) 利用状況

来館者数	資料閲覧	利用相談	講座等
5,091 人	1,131 人	398 人	2,060 人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

5 企画振興局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 地方分権改革の推進に関する事務
 県の重要施策の基本的事項の企画及び総合調整に関する事務
 地域振興施策及び新たな過疎対策の推進及び総合調整に関する事務
 市町その他の地方公共団体の行財政運営に対する協力及び助言に関する事務
 統計に関する事務

- イ 組織体制 3部7課 153人（平成21年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

部 名	課名等
政策企画部	分権改革課，政策企画課，統計課（統計調査室）
地域振興部	地域政策課（交通対策室），市町行財政課（権限移譲室），新過疎対策課
研究開発部	研究開発課

- ウ 主な施策（平成20年度）
 広島型分権改革の推進
 新たな過疎対策の推進，交流・定住の促進，生活基盤としての公共交通の確保
 中枢・中核都市圏の高次都市機能及び県境を越えた広域的な交流・連携の強化
 研究開発・技術支援機能の強化

（2）監査の結果

【指摘事項】

ア プリペードカードの使用管理について

プリペードカード（バスカード）の使用管理において，郵便切手類使用簿に記載誤りがあった。適正な事務処理に努められたい。（分権改革課）

- ・根拠規程 広島県物品管理規則第42条

イ 債権の管理について

地域総合整備資金貸付金について，債権管理簿が作成されていなかった。適正な事務処理に努められたい。（地域政策課）

- ・根拠規定 広島県債権管理規則第6条

ウ 委託契約における完了検査について

選挙速報システム（衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査）修正業務委託契約（平成20年度）において，業務完了報告を受けてから10日以内に完了検査を実施していなかった。適正な事務処理に努められたい。（市町行財政課）

- ・根拠規程 政府契約の支払い遅延防止等に関する法律第5条

6 総合技術研究所

（1）機関の概要

- ア 主な業務 産業技術並びに保健及び環境に関する総合的な試験研究並びにその成果の技術移転
- イ 所在地 広島市中区基町10番52号
- ウ 組織体制 1部（企画部）

エ 職員数 7人（平成21年4月1日現在の常勤職員数）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

7 選挙管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 4人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 参議院議員，衆議院議員，県議会議員，県知事等の選挙の執行に関する事務

明るい選挙の推進に関する事務

政治資金に関する事務

政党助成に関する事務

(イ) 組織体制 4人（平成21年4月1日現在の常勤職員数で併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

8 環境県民局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 県民生活に関する事務
県民文化に関する事務
生活環境及び自然環境の保全に関する事務

イ 組織体制 2部 11課 173人（平成21年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

部名等	課名
総務管理部	環境県民総務課，文化芸術課，消費生活課，人権男女共同参画課，県民活動課，学事課
環境部 [廃棄物対策総括監]	環境政策課，環境保全課，自然環境課，循環型社会課，産業廃棄物対策課

ウ 主な施策（平成20年度）

私学教育の振興

県立広島大学の機能強化

青少年の健全育成と若者の自立支援

文化・芸術の振興

人として互いに尊重する社会づくり（人権啓発の推進）

男女共同参画社会づくり

地球・地域環境の保全

循環型社会の構築

健康危機管理体制の確保（アスベスト対策の推進）

エ 本庁重点監査項目

債権管理の状況について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収の促進に努められたい。

区 分		長期未納（滞納繰越分） 〔平成 20 年度決算額〕	参考 前回監査時 （平成 20 年 7 月）
1	大学使用料〔授業料，施設費〕 （学事課）	3 人 1,774,607 円	3 人 1,837,600 円
2	雑収入〔住民訴訟に係る訴訟費用収 入金〕（環境政策課）	15 人 1,651,803 円	—
3	浄化槽設置状況調査業務委託の契約 解除に係る違約金（循環型社会課）	1 人 1,554,000 円	1 人 1,554,000 円

（注）大学使用料の長期未納については、県立広島大学が公立大学法人になる以前の債権である。

【意 見】

債権管理に対する取組の強化について〔参考資料：資料番号 1 参照〕

地方機関で債権管理を行っている債権については、本庁債権所管課として地方機関の債権管理状況を組織として定期的に把握するとともに、管理体制や債権の状況を踏まえた的確な指導，助言を行うなど，必要に応じて地方機関と一体となった組織的な債権回収に取り組む必要がある。（行政代執行弁償金）

9 健康福祉局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 社会福祉に関する事務
保健衛生に関する事務
高齢者・障害者支援，児童福祉に関する事務
社会保障に関する事務
- イ 組織体制 3 部 14 課 284 人（平成 21 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

部名	課名等
総務管理部	健康福祉総務課（企画室），こども家庭課（児童虐待防止・DV 対策室），被爆者対策課
保健医療部	医務課，医療政策課，医療保険課，健康対策課（健康増進室），生活衛生課（食品衛生室），薬務課
社会福祉部	地域福祉課，社会援護課，障害者支援課（自立支援室），高齢者支援課，介護保険課，介護人材就業支援プロジェクト・チーム

ウ 主な施策（平成 20 年度）

- 子育て支援体制の充実，小児・母子医療体制の確保
質が高く効率的な地域医療体制の確保
シニア世代が活躍する社会づくり

障害者の自立できる環境づくり
 福祉・介護サービスの質の向上
 食の安全・安心の確保
 健康危機管理体制の確保

エ 本庁重点監査項目
 債権管理の状況について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分		長期未納（滞納繰越分） 〔平成 20 年度決算額〕		参考 前回監査時 (平成 20 年 7 月)	
1	通勤手当に係る返戻金 (健康福祉総務課)	1 人	35,676 円	1 人	35,676 円
2	児童扶養手当に係る戻入金及び返還金（こども家庭課）	58 人	13,172,132 円	71 人	18,465,962 円
3	寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入（こども家庭課）	2 人	1,364,656 円	2 人	1,364,656 円
4	原爆被爆者諸手当に係る戻入金及び返還金（被爆者対策課）	3 人	960,600 円	4 人	1,247,780 円
5	看護師等修学資金貸付金償還金（医務課）	4 人	384,500 円	2 人	614,100 円
6	高齢者住宅整備資金貸付金元利収入（地域福祉課）	8 人	3,796,685 円	8 人	3,851,685 円
7	高齢者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息（地域福祉課）	25 人	16,502,010 円	27 人	17,233,955 円
8	介護福祉士修学資金貸付金償還金（地域福祉課）	1 人	148,000 円	1 人	169,000 円
9	介護福祉士修学資金に係る違約金及び延納利息（地域福祉課）	1 人	47,800 円	2 人	73,800 円
10	障害者住宅整備資金貸付金償還金元利収入（障害者支援課）	26 人	29,523,420 円	30 人	30,758,748 円
11	障害者住宅整備資金に係る違約金及び延納利息（障害者支援課）	34 人	9,514,200 円	35 人	9,952,900 円
12	心身障害者扶養共済事業負担金（障害者支援課）	218 人	24,306,880 円	245 人	27,649,840 円
13	心身障害者扶養共済年金に係る戻入金及び返還金（障害者支援課）	2 人	620,000 円	2 人	620,000 円

イ 物品の管理について

(ア) 県有物品の貸付けに係る使用貸借契約において、貸付期間中に貸付物品の一部を廃棄処分しているが、契約内容の変更の手続が取られていなかった。適正な事務処理に努められたい。（健康対策課）

契約名	使用貸借契約書（平成 12 年 3 月 23 日原契約締結）
廃棄処分した物品	1 レントゲン車（胃部集団検診車 広島 88 さ 2558） 2 現像機

(イ) 借受物品において、備品出納簿（借受物品一覧表）に記録管理すべき物品が登録されていなかった。適正な管理に努められたい。（介護保険課）

物品名称	介護保険業務報告システム（計測電気機器）
借受期間	平成 18 年 3 月 16 日～平成 23 年 3 月 15 日

(ウ) 借受物品において、標識（備品ラベル）が貼付されていないものがあつた。適正な管理に努められたい。（介護保険課）

標識を貼付していない物品	1 認定支援ネットワークシステム（庁用器具） 2 介護保険事業者及び介護支援専門員管理システム（計測電気機器） 3 介護保険業務報告システム（計測電気機器）
--------------	--

ウ 委託契約の事務処理について

委託契約において、次のとおり誤った事務処理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（障害者支援課）

契約名	内 容
平成 20 年度広島県障害者社会参加推進事業等委託契約	委託契約書に基づき、受託者は契約締結日の翌日から 10 日以内に委託事業実施計画書を提出し、委託者の承認を受けなければならないが、提出を受けていなかった。
サポートブックモデル開発業務委託契約（平成 20 年度）	委託契約書に基づき、受託者は契約締結の日から起算して 10 日以内に実施計画書を提出し、委託者の承認を受けなければならないが、提出を受けていなかった。

【意 見】

ア 債権管理に対する取組の強化について〔参考資料：資料番号 1 参照〕

(ア) 新規未納発生時の対策強化について

新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの初期対応が極めて重要である。

新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、税務課債権回収指導担当やサービサーなどからこれまで得た助言・指導も活用しながら、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。

（児童扶養手当返還金，児童福祉総務費負担金，児童福祉施設措置費負担金，母子・寡婦福祉資金貸付金，高齢者住宅整備資金，生活保護事業戻入金・返還金）

(イ) 債権管理の高度化について

平成 20 年度決算において、前年度決算より滞納繰越額が増加した税外債権等があつた。

引き続き、滞納状況に応じた債権回収に取り組み、滞納総額の縮減を図る必要がある。

なお、債権管理に当たっては、滞納に至った経緯や債務者の状況を踏まえて、①納付催告や法的措置を行うことにより回収することが可能な債権、②法的措置を行ったとし

でも回収することが困難な債権，③法的措置は行ったが回収が見込めない債権等の区分を行うとともに，段階に応じた債権回収手法（督促，法的措置，時効の中断措置等）を適切に行うなど，滞納状況に応じた債権回収に取り組む必要がある。

（母子・寡婦福祉資金貸付金）

（ウ）法的措置の実行について

法的措置については，「広島県債権管理会議」における取組を通じて，支払督促の申立てや，滞納処分可能な債権にあっては滞納処分を行うなどの取組が進められており，適正な債権管理に向けた取組が強化されつつある。

引き続き，こうした事例を活かして法的措置を適正に行うとともに，法的措置を行っていない債権にあっては，必要に応じて法的措置を的確に行うなど，積極的な債権回収を図る必要がある。

（児童福祉総務費負担金，児童福祉施設措置費負担金，高齢者住宅整備資金，生活保護事業戻入金・返還金，障害者住宅整備資金，心身障害者扶養共済事業）

（エ）不納欠損処分について

時効の到来などにより，不納欠損処分を行っているが，時効到来に至るまでに時効の中断措置を講じていない，滞納者への請求や調査が不十分であるなどの債権が見受けられた。

適切な時効の中断措置を講じる，滞納者の資力の状況を十分調査するなど債権管理の徹底を図ることにより，適切な不納欠損処分を行う必要がある。

（生活保護事業戻入金・返還金）

（オ）地方機関において債権管理を行っている債権の管理体制について

地方機関で債権管理を行っている債権については，本庁債権所管課として地方機関の債権管理状況を組織として定期的に把握するとともに，管理体制や債権の状況を踏まえた的確な指導，助言を行うなど，必要に応じて地方機関と一体となった組織的な債権回収に取り組む必要がある。

（児童扶養手当返還金，児童福祉総務費負担金，児童福祉施設措置費負担金，母子・寡婦福祉資金貸付金，生活保護事業戻入金・返還金）

イ 委託契約の設計金額の積算根拠について

次の契約について，設計金額の積算根拠が明確でなかった。設計金額の積算に当たっては，その根拠を明確にする必要がある。（障害者支援課）

・サポートブックモデル開発業務委託契約（平成 20 年度）

（3）付 記

ア 債権管理システムの改善について

独自に開発したシステムや個別に作成した債権管理簿等により債権管理を行っているが，名寄せ管理が行われていない，年度途中における機動的な管理ができないなどの問題が生じている債権があった。

より効率的，効果的な債権管理が行われるよう，これらのシステムについて早急に改善に向けた検討を行っていただきたい。（母子・寡婦福祉資金貸付金）

イ 契約の締結時期について

契約書において、委託期間に「乙（受託者）が平成 20 年 4 月 1 日から契約の日までに行った事業のうち甲（広島県）が認めるものについては、この契約により実施したものとみなす。」との規定を設けていた。

契約締結に当たっては、このような規定を設ける必要がないよう、早期に手続を行っていただきたい。（医務課）

- ・広島県ナースセンター事業（看護職員復職支援事業）業務委託契約（平成 20 年度）

ウ 医療従事者の確保について

広島県では、医師や看護職員の不足が深刻化する中、地域医療体制を確保する観点から、医療従事者の確保対策に取り組んでいる。

平成 20 年度においては、市町が行う医師の招へいや定着のための環境整備への支援、県外の医師とのネットワークづくり、看護職員の再就職支援のための実務研修の実施など、短期的・中長期的な視点に立った様々な事業を実施している。

引き続き、地域医療体制の確保に向けた取組を推進し、県民が安心して医療を受けられる環境づくりに努めていただきたい。

10 病院事業局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 県立病院の運営に関する事務

イ 組織体制 1 課（県立病院課）

14 人（平成 21 年 4 月 1 日現在の病院事業管理者及び常勤職員の合計）

ウ 本庁重点監査項目

債権管理の状況について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納（過年度分）について

次の歳入において、長期未納（過年度分）のものがあつた。徴収促進に努められたい。

区 分	長期未納（過年度分） [平成 20 年度決算額]	参考 前回監査時 (平成 20 年 7 月)
宿日直手当に係る返戻金（県立病院課）	15 人 129,600 円	0 人 0 円

【意 見】

債権管理に対する取組の強化について [参考資料：資料番号 1 参照]

ア 新規未納発生時の対策強化について

新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの初期対応が極めて重要である。

新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、税務課債権回収指導担当やサービサーなどからこれまでに得た助言・指導も活用しながら、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。（医業未収金〔個人負担分〕）

イ 債権管理の高度化について

平成 20 年度決算において、前年度決算より滞納繰越額が増加した税外債権等があった。引き続き、滞納状況に応じた債権回収に取り組み、滞納総額の縮減を図る必要がある。

なお、債権管理に当たっては、滞納に至った経緯や債務者の状況を踏まえて、①納付催告や法的措置を行うことにより回収することが可能な債権、②法的措置を行ったとしても回収することが困難な債権、③法的措置は行ったが回収が見込めない債権等の区分を行うとともに、段階に応じた債権回収手法（督促、法的措置、時効の中断措置等）を適切に行うなど、滞納状況に応じた債権回収に取り組む必要がある。（医業未収金〔個人負担分〕）

ウ 地方機関において債権管理を行っている債権の管理体制について

地方機関で債権管理を行っている債権については、本庁債権所管課として地方機関の債権管理状況を組織として定期的に把握するとともに、管理体制や債権の状況を踏まえた的確な指導、助言を行うなど、必要に応じて地方機関と一体となった組織的な債権回収に取り組む必要がある。（医業未収金〔個人負担分〕）

11 商工労働局

（1）機関の概要

- ア 主な分掌事務 商業、工業及び観光に関する事務
物資（農林水産物資を除く）の流通に関する事務
労働に関する事務
- イ 組織体制 2部 10課 179人（平成 21 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

部名等	課名等
総務管理部	商工労働総務課（東部産業支援室，計量検定室），労働福祉課，雇用人材確保課，職業能力開発課，雇用基金特別対策プロジェクト・チーム
〔立地政策審議官〕 産業振興部	産業技術課，新産業課，経営支援課，金融課，企業立地課（国際ビジネス室），観光課

- ウ 主な施策（平成 20 年度）
新たな産業づくり
基幹産業の持続的発展
産業を支える人づくり
産業活動を支える基盤の強化
広域自立生活圏の形成
- エ 本庁重点監査項目
債権管理の状況について

（2）監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じる

などの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分		長期未納（滞納繰越分） 〔平成 20 年度決算額〕	参考 前回監査時 （平成 20 年 7 月）
1	行政財産使用料（産業技術課）	1 人 2,990,430 円	1 人 3,005,430 円
2	高度化資金に係る貸付金元利収入 （金融課）	12 人 1,467,354,022 円	12 人 1,466,963,594 円
3	高度化資金に係る違約金（金融課）	1 人 8,595,000 円	1 人 11,855,000 円
4	設備近代化資金に係る貸付金元利収入 （金融課）	15 人 69,323,622 円	19 人 79,951,267 円
5	設備近代化資金に係る違約金（金融課）	13 人 10,591,047 円	14 人 10,868,547 円
6	広島県工場及び試験研究施設等立地 促進助成金返還金（企業立地課）	1 人 24,803,600 円	0 人 0 円

イ 委託契約の適正な事務処理について

委託契約において、契約書の特記仕様書に定められた書面による業務責任者の選任通知を受けていなかった。適正な事務処理に努められたい。（商工労働総務課）

- ・警備業務委託契約（平成 21～25 年度）

【意 見】

債権管理に対する取組の強化について〔参考資料：資料番号 1 参照〕

新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの初期対応が極めて重要である。

新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、税務課債権回収指導担当やサービサーなどからこれまで得た助言・指導も活用しながら、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。（高度化資金貸付金，設備近代化資金貸付金）

(3) 付 記

ものづくり人材の育成について

平成 21 年 4 月に開校した県立技術短期大学校は、「自ら構想し、『高度なものづくり』のできる人材」を育成するために設立されたものであり、本県の「ものづくり」を支える重要な役割を担うものである。

しかしながら、今年度においては、生産技術科・制御技術科とも、入校者数が定員に達しなかった。

来年度に向けて、より積極的な広報を行うとともに、卒業後の進路の確保・充実が図られるよう、関係企業との連携強化に努めていただきたい。

12 農林水産局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 農業，林業及び水産業に関する事務
農林水産物資の流通に関する事務
漁港に関する事務

- イ 組織体制 3 部 12 課 280 人（平成 21 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の

合計)

部名等	課名等
総務管理部	農林水産総務課（企画室），農業活性化推進課，団体検査課
農水産振興部	農業技術課（食品流通安全室），農業経営課，農産課，畜産課，水産課（漁港漁場整備室）
農林整備部 [技術総括監]	農林整備管理課，農業基盤課（農地整備室，農道水利室），林業課（林業技術指導室），森林保全課

ウ 主な施策（平成 20 年度）

担い手を中心となった力強い農業構造の確立

効率的な木材の生産・流通体制の確立

持続的かつ安定的な水産業の確立

食の安全・安心の確保

農地等の効率的な利用と保全

多様な森林の整備

エ 本庁重点監査項目

債権管理の状況について

（2）監査の結果

【指摘事項】

長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分		長期未納（滞納繰越分） [平成 20 年度決算額]	参考 前回監査時 (平成 20 年 7 月)
1	農業改良資金貸付金元利収入 (農業経営課)	9 人 38,981,345 円	6 人 36,714,125 円
2	農業改良資金貸付金に係る違約金及び延納利息 (農業経営課)	16 人 48,669,536 円	15 人 49,783,142 円
3	牛海綿状脳症検査体制緊急整備事業に係る戻入金 (畜産課)	1 人 3,737,802 円	1 人 3,857,802 円
4	沿岸漁業改善資金貸付金元利収入 (水産課)	3 人 3,240,000 円	3 人 2,210,000 円
5	沿岸漁業改善資金貸付金に係る違約金及び延納利息 (水産課)	3 人 5,447,486 円	3 人 5,425,487 円
6	森林簿調整業務委託の契約解除に係る違約金及び延納利息 (林業課)	1 人 603,750 円	1 人 603,750 円
7	林業・木材産業改善資金貸付金元利収入 (林業課)	5 人 2,538,464 円	4 人 3,617,889 円
8	林業・木材産業改善資金貸付金に係る違約金及び延納利息 (林業課)	8 人 8,003,768 円	10 人 8,200,531 円

【意 見】

債権管理に対する取組の強化について [参考資料：資料番号 1 参照]

ア 新規未納発生時の対策強化について

新たな収入未済を把握した場合は，直ちに債務者と折衝するなどの初期対応が極めて重

要である。

新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、税務課債権回収指導担当やサービサーなどからこれまでに得た助言・指導も活用しながら、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。

（農業改良資金貸付金，漁港使用料〔漁港施設使用料〕，漁港使用料〔五日市漁港フィッシャリーナ施設係留料〕，沿岸漁業改善資金貸付金，林業・木材産業改善資金貸付金，行政代執行弁償金〔五日市漁港不法係留船舶撤去〕）

イ 債権管理の高度化について

平成 20 年度決算において、前年度決算より滞納繰越額が増加した税外債権等があった。引き続き、滞納状況に応じた債権回収に取り組み、滞納総額の縮減を図る必要がある。

なお、債権管理に当たっては、滞納に至った経緯や債務者の状況を踏まえて、①納付催告や法的措置を行うことにより回収することが可能な債権，②法的措置を行ったとしても回収することが困難な債権，③法的措置は行ったが回収が見込めない債権等の区分を行うとともに、段階に応じた債権回収手法（督促，法的措置，時効の中断措置等）を適切に行うなど、滞納状況に応じた債権回収に取り組む必要がある。

（漁港使用料〔五日市漁港フィッシャリーナ施設係留料〕，沿岸漁業改善資金貸付金）

ウ 法的措置の実行について

法的措置については、「広島県債権管理会議」における取組を通じて、支払督促の申立てや、滞納処分可能な債権にあっては滞納処分を行うなどの取組が進められており、適正な債権管理に向けた取組が強化されつつある。

引き続き、こうした事例を活かして法的措置を適正に行うとともに、法的措置を行っていない債権にあっては、必要に応じて法的措置を的確に行うなど、積極的な債権回収を図る必要がある。

（林業・木材産業改善資金貸付金）

エ 地方機関において債権管理を行っている債権の管理体制について

地方機関で債権管理を行っている債権については、本庁債権所管課として地方機関の債権管理状況を組織として定期的に把握するとともに、管理体制や債権の状況を踏まえた的確な指導，助言を行うなど、必要に応じて地方機関と一体となった組織的な債権回収に取り組む必要がある。

（漁港使用料〔漁港施設使用料〕，漁港使用料〔五日市漁港フィッシャリーナ施設係留料〕，施設使用料〔五日市漁港県営棧橋係留料〕，行政代執行弁償金〔森林法違反事件〕，行政代執行弁償金〔五日市漁港不法係留船舶撤去〕）

（3）付 記

ア 担い手の育成について

産業として自立できる農林水産業の確立を図るため、農業分野において、担い手（集落法人，農業外企業の参入など）の育成に取り組んでいるが、経営の規模拡大や高度化により効率的・安定的な経営を行うことのできる集落法人の設立については、平成 27 年度の 410 法人という目標に対し、平成 20 年度末現在、157 法人が設立されている。

また、新たな産地育成や新規雇用の創出などの様々な効果が期待される農業外企業の参

入については、平成 27 年度の 68 社の目標に対し、平成 20 年度末現在、31 社が参入している。

引き続き市町や関係団体等と連携し、担い手を中心とした力強い産地育成、産業として自立できる農業の確立に向けて、取組を加速していただきたい。

イ 新規就農者の育成について

就農促進に向けた取組として、農業技術大学校における人材育成のほか、広島県農業会議を通じての求人情報の収集、市町や広島県集落法人連絡協議会等との間で就農希望者情報の提供・共有化などを行っているが、新規就農者の育成等に関する県全体の具体的な計画は定められていない。

就農相談件数が増加傾向にあるなど、農業に対する就業意欲は近年にない高まりをみせている中、就農希望者が確実に就農できるよう、関係機関との協働・役割分担のもと、計画的・体系的な人材育成と就農促進に取り組んでいただきたい。

ウ 農業技術大学校の運営について

農業技術大学校の就農促進研修（緊急雇用対策に係るものを含む。）や専門技術研修では、定員を上回る受講者を集めて、多様な農業従事者の育成や就農者の農業技術の向上等に、一定の役割を果たしている。

一方、養成部門では、各年の定員充足率は 50%程度で推移し、平成 20 年度卒業生の就農率は 41.6%と、就農が十分に進んでいるとはいえない状況にある。

今後、「農業技術大学校中長期計画」（平成 21 年 3 月策定）で目標に掲げている人材供給機能を果たしていくためには、担い手である集落法人や農業外企業等の就職率の向上が極めて重要であり、就農支援を積極的に行うことが、学生の確保にも繋がることから、卒業生の大多数が確実に就農に結びつくような取組を進めていただきたい。

13 広島海区漁業調整委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理やその他漁業調整に関する事務

(イ) 組織体制 専任職員なし（併任職員 4 人）（平成 21 年 4 月 1 日現在）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

14 内水面漁場管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 10 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理並びに内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事務

(イ) 組織体制 専任職員なし（併任職員 3 人）（平成 21 年 4 月 1 日現在）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

15 土木局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 道路，河川に関する事務
空港，港湾（漁港を除く。）その他土木に関する事務（他局の主管に属する事務を除く。）
- イ 組織体制 3部 12課 238人（平成21年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

部名等	課名等
[技監] 総務管理部	土木総務課，建設産業課，用地課，技術企画課（技術指導室）
土木整備部	土木整備管理課（道路河川管理室），道路企画課，道路整備課，河川課（ダム室），砂防課
空港港湾部 [港湾技術総括監]	空港振興課，港湾管理課（港湾振興室），港湾企画整備課

- ウ 主な施策（平成20年度）
圏域内の交流を支える交通基盤の強化
中枢・中核都市圏の高次都市機能の強化（広島高速道路等の整備）
県境を越えた広域的な交流・連携の強化（高規格幹線道路・地域高規格道路の整備）
グローバルゲートウェイ機能の強化（広島空港の機能強化，広島港・福山港の機能強化）
災害に強い県土づくり（河川・海岸における防災対策，土砂災害対策の推進）
- エ 重点監査項目
債権管理の状況について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分		長期未納（滞納繰越分） 〔平成20年度決算額〕	参考 前回監査時 （平成20年7月）
1	雑収〔不当利得返還金（許可量を超えて採取した海砂利採取料金）〕（港湾管理課）	8人 56,222,476円	8人 57,172,476円
2	港湾施設使用料（港湾管理課）	42人 13,656,829円	50人 18,659,750円

【意見】

ア 債権管理に対する取組の強化について〔参考資料：資料番号1参照〕

(ア) 新規未納発生時の対策強化について

新たな収入未済を把握した場合は，直ちに債務者と折衝するなどの初期対応が極めて

重要である。

新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、税務課債権回収指導担当やサービサーなどからこれまで得た助言・指導も活用しながら、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。

(道路使用料, 河川使用料, 港湾使用料, 公有水面使用料, 行政代執行弁償金〔道路・河川〕)

(イ) 債権管理の高度化について

平成 20 年度決算において、前年度決算より滞納繰越額が増加した税外債権等があった。

引き続き、滞納状況に応じた債権回収に取り組み、滞納総額の縮減を図る必要がある。

なお、債権管理に当たっては、滞納に至った経緯や債務者の状況を踏まえて、①納付催告や法的措置を行うことにより回収することが可能な債権、②法的措置を行ったとしても回収することが困難な債権、③法的措置は行ったが回収が見込めない債権等の区分を行うとともに、段階に応じた債権回収手法（督促、法的措置、時効の中断措置等）を適切に行うなど、滞納状況に応じた債権回収に取り組む必要がある。

(港湾使用料)

(ウ) 法的措置の実行について

法的措置については、「広島県債権管理会議」における取組を通じて、支払督促の申立てや、滞納処分可能な債権にあっては滞納処分を行うなどの取組が進められており、適正な債権管理に向けた取組が強化されつつある。

引き続き、こうした事例を活かして法的措置を適正に行うとともに、法的措置を行っていない債権にあっては、必要に応じて法的措置を的確に行うなど、積極的な債権回収を図る必要がある。

(道路使用料, 河川使用料, 公有水面使用料)

(エ) 不納欠損処分について

時効の到来などにより、不納欠損処分を行っているが、時効到来に至るまでに時効の中断措置を講じていない、滞納者への請求や調査が不十分であるなどの債権が見受けられた。

適切な時効の中断措置を講じる、滞納者の資力の状況を十分調査するなど債権管理の徹底を図ることにより、適切な不納欠損処分を行う必要がある。

(道路使用料, 河川使用料, 港湾使用料, 公有水面使用料, 行政代執行弁償金〔道路・河川〕)

(オ) 債権管理マニュアルの整備について

債権管理マニュアルが整備されていない債権があった。適正な債権管理を行うためにも、根拠法令や債権の管理方針、回収に向けた具体的な対応策などを盛り込んだマニュアルを早急に整備し、債権管理ノウハウの共有化を進める必要がある。

(道路使用料, 河川使用料, 公有水面使用料, 行政代執行弁償金〔道路・河川〕)

(カ) 地方機関において債権管理を行っている債権の管理体制について

地方機関で債権管理を行っている債権については、本庁債権所管課として地方機関の債権管理状況を組織として定期的に把握するとともに、管理体制や債権の状況を踏まえた的確な指導、助言を行うなど、必要に応じて地方機関と一体となった組織的な債権回収に取り組む必要がある。

(道路使用料，河川使用料，港湾使用料，公有水面使用料，行政代執行弁償金〔道路・河川〕，行政代執行弁償金〔港湾〕)

イ 不法占用の解消及び未然防止への取組について

県が管理する河川の不法占有については、昨年度の地域事務所監査においても、その解消に向けて早急に取り組むよう意見してきたところである。

これまで、不法占有の発生を防止するためのパトロールや撤去指導，不法占有者に対する占有許可申請の指導などの取組が行われ，不法占有は，昨年度より減少したものの，依然として相当な件数(340件)となっている。

財産の適正管理のため，引き続き，これらの取組を継続するとともに，官民境界の確定などに，本庁，地方機関が一体となって取り組み，不法占有の解消及び未然防止に努める必要がある。

16 都市局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 都市計画その他都市の整備に関する事務
住宅及び建築に関する事務

イ 組織体制 1局5課123人(平成21年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

部名等	課名等
[都市技術総括監]	都市事業管理課，都市企画課，都市整備課(下水道室)，建築課，住宅課(住宅管理室)

ウ 主な施策(平成20年度)

バリアフリーのまちづくり，住宅のユニバーサルデザインの推進

圏域内の交流を支える交通基盤の強化(街路事業等)

中枢・中核都市圏の高次都市機能の強化(都市計画の推進・市街地の整備)

広島県の新たな魅力の創出と発信(県民公園等)

地球・地域環境の保全(生活排水処理対策の推進)

エ 本庁重点監査項目

債権管理の状況について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納(滞納繰越分)について

次の歳入において，長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分		長期未納（滞納繰越分） 〔平成 20 年度決算額〕	参考 前回監査時 （平成 20 年 7 月）
1	雑入〔土地区画整理事業に伴う清算徴収金〕（都市事業管理課）	2 人 246,378 円	0 人 0 円
2	住宅使用料（住宅課）	1,854 人 183,118,633 円	1,311 人 143,602,261 円
3	施設使用料（住宅課）	4 人 50,090 円	0 人 0 円
4	雑入〔賃貸借契約解除後、退去までの家賃相当額〕（住宅課）	1 人 205,200 円	1 人 205,200 円
5	雑入〔長寿園 TR 工事契約解除に伴う前払金返還分に係る利息等〕（住宅課）	1 人 411,347 円	1 人 411,347 円

（注 1）雑入〔土地区画整理事業に伴う清算徴収金〕については、業務の本庁集約に伴い、平成 21 年 4 月から債権管理事務の所掌が旧広島地域事務所から都市事業管理課に移ったもの。

（注 2）住宅使用料については、業務の本庁集約に伴い、平成 21 年 4 月から債権管理事務の所掌が旧広島地域事務所（建設局廿日市支局）、旧呉地域事務所及び旧東広島地域事務所から住宅課に移ったもの。

【意見】

ア 債権管理に対する取組の強化について〔参考資料：資料番号 1 参照〕

新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの初期対応が極めて重要である。

新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、税務課債権回収指導担当やサービサーなどからこれまでに得た助言・指導も活用しながら、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。（住宅使用料）

イ 資金前渡の精算残金の戻入について

平成 20 年度の常時の資金前渡については、最終月の精算は平成 21 年 3 月 31 日に行っているが、精算残金の戻入を同年 5 月 8 日に行っている。最終月の精算が済んだ残金 47,150 円については、以後使用することのない現金であり、現金の手もと保管をできるだけ回避するという観点からも、速やかに戻入する必要がある。（都市事業管理課）

17 収用委員会

（1）機関の概要

ア 委員 委員 7 人、予備委員 2 人

イ 事務組織の概要

（ア）主な分掌事務 土地収用に関する事務

（イ）組織体制 専任職員なし（土木総務課が事務を執行）（平成 21 年 4 月 1 日現在）

（2）監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

18 企業局

（1）機関の概要

ア 主な分掌事務 工業用水道事業に関する事務

水道用水供給事業に関する事務

土地造成事業に関する事務

イ 組織体制 3課54人（平成21年4月1日現在の常勤職員数）

課名等：企業総務課，土地整備課（開発整備室），水道課（水道整備室）

ウ 主な施策（平成20年度）

県営水道送水ルートの強化

産業団地の整備事業

エ 本庁重点監査項目

債権管理の状況について

（2）監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（過年度分）について

次の収益において、長期未納（過年度分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分		長期未納（過年度分） [平成20年度決算額]	参考 前回監査時 (平成20年7月)
1	土地売却代金（土地整備課）	1人 90,479,249円	1人 90,479,249円
2	延納利息〔土地売却代金の延納に係るもの〕（土地整備課）	3人 272,902,927円	3人 274,702,927円
3	雑収益〔固定資産の所有に係る所在市町村交付金の企業負担分〕（土地整備課）	1人 854,100円	1人 157,700円
4	延滞金〔所在市町村交付金の弁済に伴う遅延損害金〕（土地整備課）	1人 382,330円	1人 382,330円
5	損害金〔土地売買契約の解除に係る損害賠償金〕（土地整備課）	1人 10,835,281円	1人 10,835,281円
6	損害金〔土地の不法占用に係る損害金及び訴訟費用〕（水道課）	2人 2,693,767円	2人 2,693,767円

イ 債権管理簿の作成について

損害金〔土地の不法占用に係る損害金及び訴訟費用〕について、債権管理簿が作成されていなかった。適正な事務処理に努められたい。（水道課）

- ・ 根拠 広島県債権管理規則第6条

ウ 工事請負契約における変更契約について

工事請負契約において、1件50万円以上の工事内容の変更に係る指示については、工事内容変更通知書により指示すべきところ、工事打合せ簿により指示を行っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（土地整備課）

- ・ 千代田工業・流通団地造成事業 土地造成工事（平成20年度）
- ・ 三次地区土地造成事業 土地造成工事（平成21年度）

【意見】

ア 債権管理に対する取組の強化について〔参考資料：資料番号1参照〕

新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの初期対応が極めて重

要である。

新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、税務課債権回収指導担当やサービサーなどからこれまでで得た助言・指導も活用しながら、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。（土地売却代金等）

イ 退職給与引当金について

退職給与引当金については、平成 20 年度において引当方法の見直しを行ったところであるが、工業用水道事業会計及び水道用水供給事業会計の 2 会計において、引当目標額に比べて引当金が不足する状況となっている。このため、不足額の解消に向けて検討する必要がある。

(3) 付 記

産業団地分譲促進策や未着手用地の活用方策の検討について

産業団地の分譲については、分譲活動の窓口を商工労働局に一元化して、分譲活動が行われているが、分譲が進んでいない団地もあることから、商工労働局との連携を強化して、企業ニーズへの的確で速やかな対応に努め、積極的な分譲活動を推進していただきたい。

また、未着手用地については、企業等のニーズや県有地等分譲推進会議などの議論を踏まえ、他用途への転用を含めた幅広い活用策を引き続き検討していただきたい。（土地整備課）

19 議会事務局

(1) 機関の概要

ア 議員	65 人（平成 21 年 4 月 1 日現在）
イ 事務局の概要	
（ア）主な分掌事務	議長及び副議長の秘書に関する事務 議員の厚生福利に関する事務 議会本会議などの運営の事務処理に関する事務 各種審査資料の収集及び分析等の準備に関する事務
（イ）組織体制	4 課 43 人（平成 21 年 4 月 1 日現在の常勤職員数） 課名等：秘書課，総務課，議事課，調査課（企画法制室）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

20 教育委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員	6 人
イ 事務局の概要	
（ア）主な分掌事務	学校教職員の人事管理，学校施設整備に関する事務 県立学校の設置管理，校務運営指導及び教育指導に関する事務 市町教育委員会の指導及び市町立学校の教育指導に関する事務 生涯学習，社会教育及びスポーツの振興に関する事務 文化財の保護活用に関する事務
（イ）組織体制	3 部 11 課 241 人（平成 21 年 4 月 1 日現在）

部名	課名等
管理部	総務課（教育政策室，法務室），教職員課（福山分室，職員給与室），施設課，健康福利課
教育部	学校経営課，指導第一課，指導第二課（特別支援教育室），指導第三課
生涯学習部	生涯学習課，文化財課，スポーツ振興課

ウ 主な施策（平成 20 年度）

- 学力の定着・向上
- 豊かな心と健やかな体の育成
- 特別支援教育の充実
- キャリア教育の充実
- グローバル社会に生きる力の育成
- 教職員の資質・指導力の向上
- 教育改革を支える基盤の強化
- 生涯学習の振興
- 文化・芸術の振興
- スポーツの振興
- だれもが主体的に参画できる社会づくり
- 子育てを社会で支える環境づくり

エ 重点監査項目

- 債権管理の状況について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分		長期未納（滞納繰越分） [平成 20 年度決算額]		参考 前回監査時 (平成 20 年 7 月)	
1	行政文書の開示に係る複写料（総務課）	1 人	1,610 円	1 人	1,610 円
2	行政文書の開示に係る複写料（教職員課）	1 人	10,380 円	1 人	10,380 円
3	行政文書の開示に係る複写料（学校経営課）	1 人	330 円	1 人	330 円
4	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金に係る貸出金償還金（指導第二課）	10 人	987,785 円	11 人	1,138,785 円
5	地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る貸出金償還金（指導第二課）	284 人	56,393,623 円	243 人	44,933,683 円
6	地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る戻入金及び返還金（指導第二課）	39 人	4,097,400 円	39 人	4,097,400 円
7	高等学校等奨学金貸付金に係る貸出金償還金（指導第二課）	250 人	16,876,500 円	81 人	6,972,800 円
8	高等学校等奨学金貸付金に係る戻入金及び返還金（指導第二課）	4 人	511,000 円	5 人	579,000 円

9	賀茂高等学校不正事件賠償金に係る弁償金 (指導第二課)	1人	33,977,445円	1人	34,032,445円
10	広島観音高等学校等学校諸費横領事件賠償金 に係る弁償金(指導第二課)	1人	17,715,042円	1人	17,825,042円
11	行政文書の開示に係る複写料(指導第二課)	1人	1,090円	1人	1,090円
12	行政文書の開示に係る複写料(指導第三課)	1人	8,980円	1人	8,980円

【意見】

ア 債権管理に対する取組の強化について〔参考資料：資料番号1参照〕

(ア) 新規未納発生時の対策強化について

新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの初期対応が極めて重要である。

新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、税務課債権回収指導担当やサービサーなどからこれまでに得た助言・指導も活用しながら、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。

(高等学校使用料〔授業料〕, 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金, 地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金, 高等学校等奨学金貸付金)

(イ) 債権管理の高度化について

平成20年度決算において、前年度決算より滞納繰越額が増加した税外債権等があった。

引き続き、滞納状況に応じた債権回収に取り組み、滞納総額の縮減を図る必要がある。
(高等学校使用料〔授業料〕)

なお、債権管理に当たっては、滞納に至った経緯や債務者の状況を踏まえて、①納付催告や法的措置を行うことにより回収することが可能な債権、②法的措置を行ったとしても回収することが困難な債権、③法的措置は行ったが回収が見込めない債権等の区分を行うとともに、段階に応じた債権回収手法(督促、法的措置、時効の中断措置等)を適切に行うなど、滞納状況に応じた債権回収に取り組む必要がある。

(地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金, 高等学校等奨学金貸付金)

(ウ) 法的措置の実行について

法的措置については、「広島県債権管理会議」における取組を通じて、支払督促の申立てや、滞納処分可能な債権にあっては滞納処分を行うなどの取組が進められており、適正な債権管理に向けた取組が強化されつつある。

引き続き、こうした事例を活かして法的措置を適正に行うとともに、法的措置を行っていない債権にあっても、必要に応じて法的措置を的確に行うなど、積極的な債権回収を図る必要がある。

(地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金)

(エ) 地方機関において債権管理を行っている債権の管理体制について

地方機関で債権管理を行っている債権については、本庁債権所管課として地方機関の債権管理状況を組織として定期的に把握するとともに、管理体制や債権の状況を踏まえ

た的確な指導，助言を行うなど，必要に応じて地方機関と一体となった組織的な債権回収に取り組む必要がある。

（高等学校使用料〔授業料〕，高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金）

イ 設計金額の積算方法について

委託契約における設計金額の積算において，県の積算基準がないものについて，過去に徴取した参考見積書により行っていたもの，前年度の見積額により行っているもの，参考見積書を徴取せずに行っていたものがあった。

設計金額の積算に当たっては，最新の情報により行うとともに，根拠を明確にしておく必要がある。

- ・広島県教育関係職員録発行業務委託（総務課，平成 21 年度）
- ・平成 20 年度ミドルリーダー育成セミナー及び教育総合講座リーダーシップ開発研修業務委託契約（学校経営課，平成 20 年度）
- ・平成 21 年度「基礎・基本」定着状況調査における音声問題録音 CD 複製業務委託（指導第一課，平成 21 年度）

（3）付 記

ア 債権管理システムの改善について

独自に開発したシステムや個別に作成した債権管理簿等により債権管理を行っているが，名寄せ管理が行われていない，年度途中における機動的な管理ができないなどの問題が生じている債権があった。

より効率的，効果的な債権管理が行われるよう，これらのシステムについて早急に改善に向けた検討を行っていただきたい。

（高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金）

イ 非常勤講師の確保について

県立高等学校においては，開設科目の授業担当者がいない場合に当該科目の免許所有者を確保するため，また，少人数指導などによる多展開の授業や多様な科目開設などによる必要な時間数を確保するため，平成 21 年 5 月 1 日現在，延べ 1,064 人の非常勤講師が配置されている。

その確保については，年度末の限られた期間内に公募から採用まで県内全域で一斉に行うこととなり，学校規模や所在地を問わず，各学校において必要数の確保に非常に苦慮している状況にある。

教育委員会では，希望者名簿を作成し各学校へ提供を行ってはいるが，学校独自の取組では限界もある。

非常勤講師の確保については，各学校と連携し，必要数の確保を始め，幅広い人材の登用や優れた人材を確保するための取組をより一層推進していただきたい。

21 埋蔵文化財センター

（1）機関の概要

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| ア 主な業務 | 埋蔵文化財の調査研究及び出土遺物の整理収蔵に関する事務 |
| イ 所在地 | 広島市西区観音新町四丁目 8 番 49 号 |
| ウ 職員数 | 専任職員なし（兼務職員 6 人）（平成 21 年 4 月 1 日現在） |

エ 主な事業実績（平成 20 年度）

- ・埋蔵文化財の分布調査
- ・出土遺物の保存処理 201 点，出土遺物等の貸出 3,900 点
- ・市町職員の発掘調査技術研修
- ・農業基盤整備事業地内遺跡発掘調査
- ・出土遺物，写真資料，図書資料の収集・保存
- ・県立埋蔵文化財センター施設管理

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

22 警察本部

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 犯罪の予防，鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務

イ 組織体制 7 部 32 課 1 室 1 所 6 隊 1,530 人（平成 21 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

部 名	課名等
総務部	総務課，広報課，会計課，施設課，装備課，情報管理課
警務部	警務課，人材育成課，警察安全相談課，厚生課，監察官室，留置管理課
生活安全部	生活安全企画課，少年対策課，生活環境課
地域部	地域課，通信指令課，自動車警ら隊，鉄道警察隊
刑事部	刑事総務課，捜査第一課，捜査第二課，捜査第三課，組織犯罪対策課，捜査第四課，薬物銃器対策課，鑑識課，機動捜査隊，科学捜査研究所
交通部	交通企画課，交通規制課，交通指導課，運転免許課，運転教育課，交通機動隊，高速道路交通警察隊
警備部	公安課，警備課，外事課，機動隊

ウ 主な施策（平成 20 年度）

- 「減らそう犯罪」県民総ぐるみ運動の推進
- 暴力団等の組織犯罪対策，歓楽街総合対策の推進
- 悪質重要犯罪の徹底検挙
- 暴走族・非行少年グループ総合対策の推進
- 安全かつ快適な交通の確保
- テロ，災害等緊急事態対策の推進
- 県民の要望にこたえる治安基盤の確立

エ 本庁重点監査項目

債権管理の状況について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分		長期未納（滞納繰越分） 〔平成 20 年度決算額〕	参考 前回監査時 （平成 20 年 7 月）
1	放置違反金（交通指導課）	2,069 人 31,120,953 円	1,598 人 24,054,912 円
2	損害賠償金（監察官室）	2 人 124,723 円	1 人 74,802 円

イ 補助金の履行確認について

平成 20 年度広島県防犯連合会補助金において、指定した履行確認者とは異なる者が、年度末までに行わなければならない履行確認を期限を過ぎて行っていた。適正な事務処理に努められたい。（生活安全企画課）

【意 見】

債権管理に対する取組の強化について〔参考資料：資料番号 1 参照〕

ア 新規未納発生時の対策強化について

新たな収入未済を把握した場合は、直ちに債務者と折衝するなどの初期対応が極めて重要である。

新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから、税務課債権回収指導担当やサービサーなどからこれまでに得た助言・指導も活用しながら、新規滞納額の圧縮に努める必要がある。（放置違反金〔駐車違反〕）

イ 債権管理の高度化について

平成 20 年度決算において、前年度決算より滞納繰越額が増加した税外債権等があつた。引き続き、滞納状況に応じた債権回収に取り組み、滞納総額の縮減を図る必要がある。（放置違反金〔駐車違反〕）

(3) 付 記

ア 警察官の大量退職・大量採用への対応について

いわゆる団塊世代の退職により平成 19 年度以降、警察官の大量退職・大量採用の時期を迎えており、10 年間で約 4 割が入れ替わることが予想されている。

については、警察力の維持・強化を図るため、若手警察官の早期戦力化、幹部警察官の指揮能力の更なる向上、退職警察官の活用など、人材の育成と活用に、より一層取り組んでいただきたい。

イ 遺失物法の規定により県に帰属したバスカード等について

遺失者が判明しない場合、遺失物法の規定により県に帰属したバスカード・テレホンカードについて長期間、保管されているものがあつた。県庁イントラネットの物品リユースコーナーの活用等による物品の有効活用や管理・処理方法について検討を行っていただきたい。（会計課）

23 警察学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 新任者に対する教育訓練その他所要の教育訓練に関する事務
 イ 所在地 安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目2番27号
 ウ 組織体制 6課（庶務課，会計課，教務課，体練課，学生課，現任課）
 エ 職員数 138人（平成21年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
 オ 主な事業実績（平成20年度）
 教養実施状況

区 分			教養期間			入校状況	
			学校 教養	職場 実習	実践 実習	回数	人員
採用時 教 養	初任科	大学卒	6か月	4か月	—	2回	130人
		その他	10か月	4か月	—	2回	58人
	初任補修科	大学卒	2か月	—	3か月	2回	181人
		その他	3か月	—	4か月	2回	88人
	一般職員初任科		2週間	—	—	2回	62人
小 計			—			10回	519人
任用時 教 養	巡査部長任用科		12日間			2回	47人
	警部補任用科		12日間			2回	53人
	部門別任用科		12～28日間			5回	133人
各種専科			3～18日間			48回	898人
小 計			—			57回	1,131人
合 計			—			67回	1,650人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

24 監査委員事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 4人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 定例監査等の監査の執行に関する事務

決算審査等，例月出納検査，住民監査請求及び外部監査に関する事務

(イ) 組織体制 21人（平成21年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

25 人事委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 3人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 人事行政に関する調査に関する事務

給与，勤務時間その他の勤務条件など職員に関する制度の研究及び勧告

職員の競争試験及び選考に関する事務

職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分の審査に関する事務

(イ) 組織体制 2課 18人 (平成21年4月1日現在)
課名：総務審査課, 公務員課

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

26 労働委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 労働争議のあっせん, 調停及び仲裁に関する事務
労働組合の資格審査に関する事務
不当労働行為の審査に関する事務

(イ) 組織体制 2課 16人 (平成21年4月1日現在の常勤職員数)
課名：総務調整課, 審査課

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監査の結果等参考資料

資料番号

1

本庁重点 監査項目	債権管理の状況について
監査の趣旨	所管している債権について、債権管理会議で示された処理方針に基づき、具体的な債権管理方法等を定めて取り組んでいるか。滞納整理や法的措置などの具体的な処理方針等を明確に示し、取り組んでいるかなどについて主な債権を監査した。
監査対象機関	環境県民局，健康福祉局，商工労働局，農林水産局，土木局，都市局，企業局，病院事業局，教育委員会事務局，警察本部
監査の結果等	※〔 〕内は，対象部局
<p>1 監査の概要</p> <p>税外債権の適正管理の確保，債権回収対策の促進，債権管理の高度化・効率化に向けた取組を総合的に推進するため，平成19年度に設置された「広島県債権管理会議」では，平成19年度から平成21年度までの3年間で「集中対策期間」と位置付けて，債権ごとに縮減目標を掲げて，全庁を挙げて債権回収に向けて取り組んでいるところである。</p> <p>しかし，平成20年度決算では，税外債権等（※）の総額は3,307,074千円となっており，平成19年度決算の3,297,767千円と比較して，9,307千円増加している。</p> <p>このうち，重点監査対象に掲げた34の債権総額は3,204,203千円であり，その7割以上が5年以上の長期にわたる未納となっている。また，34債権のうち，滞納総額では17債権，新規発生分では19債権で縮減計画が未達成となっている。</p> <p>現在の厳しい経済情勢のもと，債権回収が容易に進んでいない状況にあるが，県民に対して説明責任が果たせるよう，債権管理の基本である債権回収手続を適正に行うことはもちろんのこと，債権の状況に応じた必要な措置を講じるなど，債権管理の高度化・効率化を図り，税外債権の縮減に向けて，これまで以上に取組を強化することが重要である。</p> <p>※ 税外債権等 ～ 一般会計・特別会計の税外債権に，病院事業会計の長期医業未収金及び土地造成事業会計の土地売却代金等未収金を加えた額</p> <p>2 監査の結果</p> <p>【指摘事項】 特に指摘すべき事項はなかった。</p> <p>【意見】</p> <p>ア 新規未納発生時の対策強化について 新たな収入未済を把握した場合は，直ちに債務者と折衝するなどの初期対応が極めて重要である。新規未納の発生を抑制しなければ滞納繰越額も減少しないことから，税務課債権回収指導担当やサービサーなどからこれまでに得た助言・指導も活用しながら，新規滞納額の圧縮に努める必要がある。</p> <p>〔健康福祉局，商工労働局，農林水産局，土木局，都市局，企業局，病院事業局，教育委員会事務局，警察本部〕</p>	

イ 債権管理の高度化について

平成 20 年度決算において、前年度決算より滞納繰越額が増加した税外債権等があった。引き続き滞納状況に応じた債権回収に取り組み、滞納総額の縮減を図る必要がある。

〔健康福祉局，農林水産局，土木局，病院事業局，教育委員会事務局，警察本部〕

なお、債権管理に当たっては、滞納に至った経緯や債務者の状況を踏まえて、①納付催告や法的措置を行うことにより回収することが可能な債権，②法的措置を行ったとしても回収することが困難な債権，③法的措置は行ったが回収が見込めない債権等の区分を行うとともに、段階に応じた債権回収手法（督促，法的措置，時効の中断措置等）を適切に行う必要がある。

〔健康福祉局，農林水産局，土木局，病院事業局，教育委員会事務局〕

ウ 法的措置の実行について

法的措置については、「広島県債権管理会議」における取組を通じて、支払督促の申立てや、滞納処分可能な債権にあっては滞納処分を行うなどの取組が進められており、適正な債権管理に向けた取組が強化されつつある。

引き続き、こうした事例を活かして法的措置を適正に行うとともに、法的措置を行っていない債権にあっても、必要に応じて法的措置を的確に行うなど、積極的な債権回収を図る必要がある。

〔健康福祉局，農林水産局，土木局，教育委員会事務局〕

エ 不納欠損処分について

時効の到来などにより不納欠損処分を行っているが、時効到来に至るまでに時効の中断措置を講じていない、滞納者への請求や調査が不十分であるなどの債権が見受けられた。

適切な時効の中断措置を講じる、滞納者の資力の状況を十分調査するなど債権管理の徹底を図ることにより、適切な不納欠損処分を行う必要がある。

〔健康福祉局，土木局〕

オ 債権管理マニュアルの整備について

債権管理マニュアルが整備されていない債権があった。適正な債権管理を行うためにも、根拠法令や債権の管理方針、回収に向けた具体的な対応策などを盛り込んだマニュアルを早急に整備し、債権管理ノウハウの共有化を進める必要がある。

〔土木局〕

カ 地方機関において債権管理を行っている債権の管理体制について

地方機関で債権管理を行っている債権については、本庁債権所管課として地方機関の債権管理状況を組織として定期的に把握するとともに、管理体制や債権の状況を踏まえた的確な指導，助言を行うなど、必要に応じて地方機関と一体となった組織的な債権回収に取り組む必要がある。

〔環境県民局，健康福祉局，農林水産局，土木局，病院事業局，教育委員会事務局〕

3 付 記

債権管理システムの改善について

独自に開発したシステムや個別に作成した債権管理簿等により債権管理を行っているが、名寄せ管理が行われていない、年度途中における機動的な管理ができないなどの問題が生じている債権があった。

より効率的，効果的な債権管理が行われるよう、これらのシステムについて早急に改善に向けた検討を行っていただきたい。

〔健康福祉局，教育委員会事務局〕

事業の概要（背景・現状）

1 概要

各部局で所管する貸付金，使用料，負担金など県税以外のいわゆる税外債権について，平成 18 年度末時点において，普通会計約 30 億円，企業会計約 4 億円，合計約 34 億円の繰越滞納金（未収金）が発生していた。このため，平成 19 年度に，「総務部税務室債権回収指導担当」を設けるとともに，「広島県債権管理会議」を設置し，県における債権管理の課題，今後の取組方針等を明らかにし，全庁的な観点から，滞納債権の縮減や債権管理体制の強化など債権管理の高度化・効率化に総合的に取り組むこととした。

2 債権管理会議における取組の基本方針（平成 19 年 10 月制定）

（1）基本方針

歳入の確保，債務者間の負担の公平性を確保していく観点から，滞納債権の縮減に向けた対策・体制の強化を図り，全庁挙げて債権管理の高度化・効率化に総合的に取り組む。

（2）期間

平成 19～21 年度の 3 年間を「集中対策期間」とし，集中的な取組を実施する。

（3）目標

各債権において，①毎年度の新規滞納発生額が，前年度の発生額を下回り，かつ，②過年度を含めた延滞総額が前年度を下回ることを基本とする。（債権ごとに，平成 19～21 年度に各年度の縮減目標を設定している。）

3 平成 19 年度の実施状況

平成 19 年度は，取組の「加速」を図る年度として，基本方針に沿って，対策・体制の具体化を進め，債権ごとの取組を促進する。

また，以下の各項目毎に掲げた債権については，特に取組の強化を進める。

（1）新規の滞納発生防止

母子・寡婦福祉資金貸付金，生活保護事業返還金，漁港係留施設使用料，県営住宅使用料，県立病院診療費（医業未収金），高等学校等奨学金，放置違反金

（2）滞納の繰越防止・長期滞納対策

県立大学授業料，母子・寡婦福祉資金貸付金，生活保護事業返還金，漁港係留施設使用料，県営住宅使用料，県立病院診療費（医業未収金），土地売却代金

（3）公債権（地方税の滞納処分等の例により処理できる債権等）の回収強化

道路・河川使用料，公有水面・海岸使用料，港湾使用料

（4）推進体制の確保

母子・寡婦福祉資金貸付金，生活保護事業返還金，漁港係留施設使用料，県営住宅使用料，道路・河川使用料，公有水面・海岸使用料，港湾使用料，県立病院診療費（医業未収金）

（5）職員の回収技術の向上

（6）個別事案処理の促進

（7）情報共有の促進

- (8) 回収事務のあり方検討
- (9) 県民への債権管理情報の公表

4 平成 20 年度の取組状況

平成 19 年度の各局の取組は、従来型の納付指導が中心の取組となっていたことから、滞納額の更なる縮減に向け、債権ごとの回収実態を踏まえた上で、法的措置等の強制的な回収などを推進することとし、次の取組を行う。

(1) 目標管理の徹底

各局での目標管理と併せて、新たに債権管理会議を通じ進捗状況の把握や目標達成状況の検証を行う。

(2) 法的措置等の強制的な回収の推進

機関ごとに法的措置が必要な案件を抽出し、強化月間（11 月，12 月）を中心に法的措置を行うとともに、滞納処分可能な債権については、十分な財産調査に基づき、積極的に滞納処分を実施する。

(3) 新規滞納発生の防止・長期滞納対策の推進

機関ごとに滞納債権の実態を調査・分析し、その結果を新たな滞納が発生しにくい制度の運用や手続、滞納を長期化させない回収・整理方策への改善に役立てる。

5 重点監査の対象とした債権の状況（平成20年度末現在）

(1) 滞納繰越額の推移

重点監査の対象債権34債権（一般会計及び特別会計における税外債権のうち平成18年度の滞納繰越額がおおむね3,000千円を超える債権に、病院事業会計の長期医業未収金及び土地造成事業会計の土地売却代金等未収金を加えた額）のうち、11の債権で前年度より滞納繰越額が増加している。

繰越滞納額の推移(本庁重点監査調書より作成)

(単位:人・円)

局名等	債権の名称	平成18年度		平成19年度(A)		平成20年度(B)	
		人数	滞納繰越額	人数	滞納繰越額	人数	滞納繰越額
環境県民局	行政代執行弁償金	3	1,668,905	3	1,668,905	3	1,658,581
健康福祉局	児童扶養手当返還金	229	56,125,498	200	52,205,448	165	44,898,138
	児童福祉総務費負担金	42	18,431,019	34	16,425,075	28	14,741,285
	児童福祉施設措置費負担金	204	61,162,896	193	59,875,791	171	57,116,430
	母子・寡婦福祉資金貸付金	753	189,581,525	757	196,533,079	788	198,779,023
	高齢者住宅整備資金	30	22,292,402	28	21,076,884	25	20,298,695
	生活保護事業戻入金・返還金	339	93,048,861	342	94,306,157	269	91,917,657
	障害者住宅整備資金	37	42,716,803	37	40,870,423	34	39,037,620
	心身障害者扶養共済事業等	252	28,791,710	248	28,278,840	220	24,926,880
商工労働局	高度化資金貸付金	14	1,686,276,286	13	1,483,282,708	13	1,475,949,022
	設備近代化資金貸付金	29	92,247,814	29	90,839,814	24	79,914,669
農林水産局	農業改良資金貸付金	18	89,614,734	18	89,075,664	17	87,650,881
	漁港使用料(漁港施設使用料)	5	1,180,108	3	1,059,368	2	835,080
	漁港使用料(五日市漁港フィッシャリーナ施設係留料)	0	0	0	0	55	9,638,859
	施設使用料(五日市漁港県営棧橋係留料)	34	6,303,910	46	7,260,750	34	5,726,290
	沿岸漁業改善資金貸付金	4	6,433,475	4	7,635,487	5	8,687,486
	林業・木材産業改善資金貸付金	11	11,715,632	11	11,967,095	9	10,542,232
	行政代執行弁償金(森林法違反事件)	2	57,301,035	2	57,294,774	2	57,294,514
	行政代執行弁償金(五日市漁港不法係留船舶撤去)	0	0	0	0	1	603,750
土木局	道路使用料	84	5,262,263	89	5,561,894	28	2,459,417
	河川使用料	266	9,914,365	241	5,466,015	105	2,352,529
	港湾使用料	43	12,061,557	118	31,556,598	121	38,469,249
	公有水面使用料	32	4,693,400	28	5,147,968	18	1,439,730
	不当利得返還金(海砂利採取)	9	53,673,416	8	58,142,476	8	56,222,476
	行政代執行弁償金(道路・河川)	4	5,666,100	4	5,666,100	3	5,781,540
	行政代執行弁償金(港湾)	1	7,334,706	1	7,334,706	1	7,334,706
	都市局	住宅使用料	2,467	237,731,471	2,277	244,852,776	2,396
企業局	土地売却代金等	3	365,292,831	3	376,557,487	3	375,453,887
病院事業局	医業未収金(個人負担分)	2,570	102,987,185	2,982	124,331,739	3,312	127,981,212
教育委員会	高等学校使用料(授業料)	295	9,230,300	229	6,783,567	262	7,259,085
	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金	83	8,264,525	74	7,873,025	66	7,270,025
	地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金	262	39,660,751	285	49,263,405	323	60,491,023
	高等学校等奨学金貸付金	54	3,187,200	100	7,988,500	254	17,387,500
県警本部	放置違反金(駐車違反)	840	12,694,932	1,681	25,299,553	2,069	31,120,953
合 計		9,019	3,342,547,615	10,088	3,221,482,071	10,834	3,204,202,699

※ 収入未済額は、平成20年度末時点。人数は、債権ごとに計上しているため合計が一致しない場合がある。

※ 網掛けの債権は、平成19年度に比べて滞納繰越額が増加した債権。

(2) 滞納期間ごとの滞納繰越額の状況

5年超の滞納繰越額が7割以上を占めている。

(単位:千円)

年度	滞 納 繰 越 額				合計
	1年未満	1年超3年未満	3年超5年未満	5年超	
18年度	266,499	368,258	243,199	2,464,592	3,342,548
	8.0%	11.0%	7.3%	73.7%	
19年度	213,405	378,998	337,401	2,291,678	3,221,482
	6.6%	11.8%	10.5%	71.1%	
20年度	205,295	352,368	311,960	2,334,580	3,204,203
	6.4%	11.0%	9.7%	72.9%	

(3) 滞納債権縮減計画(債権管理会議)の達成状況

ア 債権総額

重点監査対象とした34債権のうち、17の債権において目標が未達成であった。

債権管理会議での縮減計画(目標)の達成状況(債権総額)

(単位:千円)

局名等	債権の名称	平成18年度末	平成20年度末	平成20年度末		縮減目標額
		滞納繰越額	滞納繰越額	実縮減額	縮減計画(目標)	一実縮減額
環境県民局	行政代執行弁償金	1,669	1,659	▲10	▲20	▲10
健康福祉局	児童扶養手当返還金	56,125	44,898	▲11,227	▲10,022	1,205
	児童福祉総務費負担金	18,431	14,741	▲3,690	▲2,046	1,644
	児童福祉施設措置費負担金	61,163	57,116	▲4,046	▲3,886	160
	母子・寡婦福祉資金貸付金	189,582	198,779	9,197	▲6,000	▲15,197
	高齢者住宅整備資金	22,292	20,299	▲1,994	▲696	1,298
	生活保護事業戻入金・返還金	93,049	91,918	▲1,131	▲389	742
	障害者住宅整備資金	42,717	39,038	▲3,679	▲3,150	529
	心身障害者扶養共済事業	28,792	24,927	▲3,865	▲413	3,452
商工労働局	高度化資金貸付金	1,686,276	1,475,949	▲210,327	▲399,485	▲189,158
	設備近代化資金貸付金	92,248	79,915	▲12,333	▲14,261	▲1,928
農林水産局	農業改良資金貸付金	89,615	87,651	▲1,964	▲18,452	▲16,488
	漁港使用料(漁港施設使用料)	1,180	835	▲345	▲844	▲499
	漁港使用料(五日市漁港フィッシャリーナ施設係留料)	-	9,639	9,639	-	-
	施設使用料(五日市漁港県営棧橋係留料)	6,304	5,726	▲578	▲804	▲226
	沿岸漁業改善資金貸付金	6,433	8,687	2,254	349	▲1,905
	林業・木材産業改善資金貸付金	11,716	10,542	▲1,173	▲2,434	▲1,261
	行政代執行弁償金(森林法違反事件)	57,301	57,295	▲7	▲12	▲5
	行政代執行弁償金(五日市漁港不法係留船舶撤去)	-	604	604	-	-
土木局	道路使用料	5,262	2,459	▲2,803	▲573	2,230
	河川使用料	9,914	2,353	▲7,562	▲6,385	1,177
	港湾使用料	12,062	38,469	26,408	▲6,162	▲32,570
	公有水面使用料	4,693	1,440	▲3,254	▲393	2,861
	不当利得返還金(海砂利採取)	53,673	56,222	2,549	3,726	1,177
	行政代執行弁償金(道路・河川)	5,666	5,782	115	▲126	▲241
	行政代執行弁償金(港湾)	7,335	7,335	0	0	0
都市局	住宅使用料	237,731	232,962	▲4,769	0	4,769
企業局	土地売却代金等	365,293	375,454	10,161	▲20,842	▲31,003
病院事業局	医業未収金(個人負担分)	102,987	127,981	24,994	26,808	1,814
教育委員会	高等学校使用料(授業料)	9,230	7,259	▲1,971	▲3,040	▲1,069
	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金	8,265	7,270	▲995	▲1,374	▲380
	地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金	39,661	60,491	20,830	11,151	▲9,679
	高等学校等奨学金貸付金	3,187	17,388	14,200	13,959	▲241
県警本部	放置違反金(駐車違反)	12,695	31,121	18,426	45,617	27,191
合計		3,342,548	3,204,203	▲138,345	▲400,199	▲251,611

※ 千円未満を四捨五入しているため、合計等が一致しない場合がある。

※ 縮減計画(目標)額に「-」が入っている債権は、計画策定時に発生していなかった債権。

イ 新規滞納発生分

重点監査対象とした34債権のうち、19の債権において目標が未達成であった。

債権管理会議での縮減計画(目標)の達成状況(新規滞納発生額)

(単位:千円)

局名等	債権の名称	平成18年度末	平成20年度末	平成20年度末		縮減目標額
		新規滞納発生額	新規滞納発生額	実縮減額	縮減計画(目標)	-実縮減額
環境県民局	行政代執行弁償金	0	0	0	0	0
健康福祉局	児童扶養手当返還金	1,537	2,215	678	▲ 679	▲ 1,357
	児童福祉総務費負担金	1,835	361	▲ 1,474	▲ 1,728	▲ 254
	児童福祉施設措置費負担金	10,022	8,835	▲ 1,187	▲ 3,733	▲ 2,546
	母子・寡婦福祉資金貸付金	30,410	25,307	▲ 5,103	▲ 5,942	▲ 839
	高齢者住宅整備資金	5,619	199	▲ 5,420	▲ 5,307	113
	生活保護事業戻入金・返還金	9,337	14,677	5,340	▲ 187	▲ 5,527
	障害者住宅整備資金	0	0	0	0	0
商工労働局	心身障害者扶養共済事業	403	0	▲ 403	▲ 403	0
	高度化資金貸付金	94,298	24,317	▲ 69,981	▲ 69,981	0
農林水産局	設備近代化資金貸付金	0	2,850	2,850	0	▲ 2,850
	農業改良資金貸付金	9,197	15,037	5,840	10,541	4,701
	漁港使用料(漁港施設使用料)	160	116	▲ 44	▲ 140	▲ 96
	漁港使用料(五日市漁港フィッシュリーナ施設係留料)	-	9,639	9,639	-	-
	施設使用料(五日市漁港県営棧橋係留料)	1,075	0	▲ 1,075	▲ 983	92
	沿岸漁業改善資金貸付金	614	2,072	1,458	636	▲ 822
	林業・木材産業改善資金貸付金	4,490	652	▲ 3,838	▲ 4,029	▲ 191
	行政代執行弁償金(森林法違反事件)	0	0	0	0	0
土木局	行政代執行弁償金(五日市漁港不法係留船舶撤去)	-	604	604	-	-
	道路使用料	447	406	▲ 41	▲ 84	▲ 43
	河川使用料	5,216	1,332	▲ 3,884	▲ 4,166	▲ 282
	港湾使用料	1,068	19,340	18,272	1,182	▲ 17,090
	公有水面使用料	310	475	165	▲ 115	▲ 280
	不当利得返還金(海砂利採取)	13,930	0	▲ 13,930	▲ 13,930	0
	行政代執行弁償金(道路・河川)	0	242	242	0	▲ 242
都市局	行政代執行弁償金(港湾)	0	0	0	0	0
	住宅使用料	53,283	52,397	▲ 886	▲ 4,000	▲ 3,114
企業局	土地売却代金等	2,753	696	▲ 2,057	▲ 2,753	▲ 696
病院事業局	医業未収金(個人負担分)	23,554	17,780	▲ 5,774	▲ 2,300	3,474
教育委員会	高等学校使用料(授業料)	3,329	3,942	613	▲ 1,456	▲ 2,069
	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金	878	112	▲ 766	▲ 86	680
	地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金	11,867	14,696	2,829	233	▲ 2,596
	高等学校等奨学金貸付金	2,464	10,949	8,485	8,363	▲ 122
県警本部	放置違反金(駐車違反)	12,695	16,572	3,877	23,014	19,137
合計		300,791	245,820	▲ 54,971	▲ 78,033	▲ 12,819

※ 千円未満を四捨五入しているため、合計等が一致しない場合がある。

※ 縮減計画(目標)額に「-」が入っている債権は、計画策定時に発生していなかった債権。